

「外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令案」に対するコメント

財務省は、平成 23 年 2 月 26 日、現行の外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正し、報告制度を簡素化する省令案を公表した。同案は、資本取引報告の廃止、対外直接投資に関する報告事項の一部削減など、これまでの当会による要望をある程度反映した内容であった。

財務委員会では、今回の省令改正案は報告者側の報告事務効率を改善し、事務負担の軽減に繋がると同時に行政側の事務負担軽減にも資するものと思われることから支持する意見を取りまとめ、平成 23 年 3 月 25 日、財務省宛提出した。

「外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令案」に対するコメント

平成 23 年 3 月 25 日
社団法人 日本貿易会
財 務 委 員 会

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

2 月 26 日に貴省より公表されました掲題省令改正案につきまして、当会において 検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、宜しくお願い申し上げます

敬 具

記

総 論

今回の省令改正案は報告者側の報告事務効率を改善し、事務負担の軽減に繋がると同時に行政側の事務負担軽減にも資するものと思われることから支持する。

1. 資本取引報告の廃止

資本取引等報告は、“契約”が報告義務発生の基点になっているが、この基点を体系的に捕捉することは困難であり、人海戦術による報告管理とならざるを得ず、多大な事務負担の主因になっていたことから、本報告の廃止を支持する。

2. 対外直接投資に関する報告の簡素化

(1) 10%以上の出資割合の基準以外の基準については、現状、定義がはっきりしておらず、要否判断に難しい部分があり、都度の照会が必要となることが多かった。改正案で、当該基準に係わる、対外直接投資に該当する金銭の貸付契約は報告項目の削減、証券の取得・譲渡は別紙様式 13 で報告とされていることは報告者の事務効率化に繋がるものであり支持する。

(2) 対外直接投資に関する貸付債権の発生等に係わる取引について、届出又は報告したところに従って行う債権の発生に係わる取引、債権の変更に係る取引、債権の消滅に係わる

取引等に関する報告の免除、報告様式の統合は報告の煩雑さの解消に資するものであり支持する。

(3) 報告者の事務負担の軽減に繋がるものであり、報告事項の一部削減を支持する。

3. 月末貸借記未決済残高の報告の免除

月末貸借記未決済残高の報告の免除について、報告者の事務負担の軽減に繋がるものであり支持する。

以 上